

「女性管理職登用拡大支援業務委託」プロポーザル公募要領等に関する質問について

令和5年3月31日現在

No	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 4 事業内容 (7) 広報に関する事項 ア チラシの作成	<p>●県へ納品及び指定する配布先に送付 1. 指定する配布先とは、 ①訪問先リスト企業に個別配布 ②特定の任意団体に配布</p> <p>①②のいずれの方法の見込みか それぞれ何社、何団体程度見込んでいるのかご教示ください。</p>	<p>指定する配布先は、主に①の方法を見込んでおり、個別訪問を実施する企業200社程度への配布を想定しています。</p>
2	仕様書 4 事業内容 (2) 事業計画の策定	<p>●※出来高部分について、目標企業数に達しない場合は、協議の上、達成状況に応じて… ※本体部分についても、実績が200件を下回る場合は、協議の上、実績に応じて…</p> <p>とありますが、本体部分についても実績に応じて減額することと、出来高払いとどのような違いがあるのか、出来高部分、本体部分のいずれも、どのように減額を行う予定なのか、ご教示ください。</p>	<p>本体部分、出来高部分のいずれにつきましても、公募要領様式2「費用積算書」に記載の額に未達成率を乗じた額を減額します。 例えば、本体部分の実績が180社であった場合、20社分が未達成となりますので、未達成率は10%となります。当初積算時の、うち委託料（出来高以外）(A)の金額が4,000千円であった場合、そのうちの10%である400千円を減額します。 また、経年計画の策定数の実績が10社であった場合、当初積算時の、うち女性管理職登用にに向けた「経年計画」策定企業(①)の金額が240千円、策定企業数(i)が20社であった場合、そのうちの50%である120千円を減額します。</p>
3	仕様書 4 事業内容 (4) 企業への支援内容	<p>●訪問のカウントについて1日で2カリキュラム（例：午前中経年計画の作成 午後：職員研修）を行う際は、2件のカウントとなるのか</p>	<p>1日のうちに経年計画の策定と職員研修への講師派遣を実施された場合には、「企業に対し個別訪問により支援を実施する件数」に2件、「うち、女性管理職登用にに向けた「経年計画」策定企業」に1件、「うち、企業への研修講師派遣実施企業」に1件のカウントとなります。</p>
4	仕様書 4 事業内容 (4) 企業への支援内容	<p>●企業訪問の際は事務局の人間の同行は必要なのか。</p>	<p>企業訪問にはアドバイザー、またはアドバイザー（サポート）の少なくともどちらか1名の派遣が必要となりますが、事務局の方の同行は必ずしも必要ではありません。</p>
5	仕様書 4 事業内容 (4) 企業への支援内容	<p>●アドバイザー（サポート）の方のみでの訪問でも1件にカウントされるのか。</p>	<p>アドバイザー（サポート）のみでの訪問についても、1件とカウントすることが可能です。しかしアドバイザー（サポート）のコンサルティングの実施は全体の実施件数の25%以下の範囲内としてください。</p>